

事 務 連 絡
平成26年 9月2日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

指定医療機関の指定について（協力依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力いただきまして御礼申し上げます。

さて、先の通常国会において「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立したことにより、指定難病の新たな医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されることとなりました。

現行制度の特定疾患治療研究事業においては、医療機関と都道府県知事が委託契約を締結し、患者の方々に対し必要な医療の給付が行われてきましたが、新たな医療費助成制度においては、患者の方々指定難病の治療に係る医療費の支給を受けるには、その受診する医療機関の開設者が都道府県知事に申請を行い、指定医療機関として指定されることが必要になります。

つきましては、貴財団関係者の方々に対し、必要に応じて新たな医療費助成制度における指定医療機関の指定について周知いただくとともに、各都道府県等による指定医療機関の指定に関する事務手続きに御協力いただきますよう宜しくお取り計らい願います。